



「茶枝葉の移送方法並びにその移送装置並びにこれを具えた茶刈機」事件
(知財高判令和5年4月20日 令和4年(行ケ)第10098号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、新規性および進歩性の判断の誤りが争点となった事例。
(2) 裁判所は、「直後方」の限定を考慮し、甲1発明に対する本件発明1の新規性および進歩性を肯定した(特許庁審決の判断を支持)。

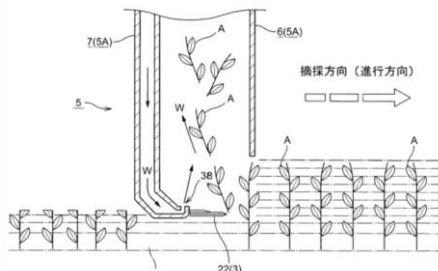
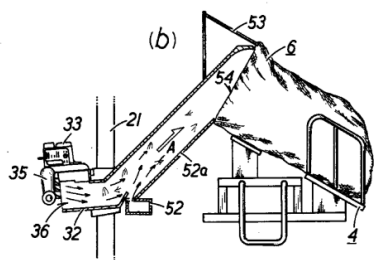
対象特許(特許第4349999号²⁾)【対象審判(無効2020-800116号事件)】
【請求項1】

バリカン式の刈刃(22)によって刈り取った茶葉や枝幹等の茶枝葉(A)を、…移送する方法であって、…

刈り取り後の茶枝葉(A)を前記刈刃(22)から所定の位置まで移送するにあたっては、負圧吸引作用を奏する背面風(W)のみを前記刈刃(22)の直後方から移送ダクト(6)に送り込むことによって、茶枝葉(A)の移送を行うようにしたことを特徴とする茶枝葉の移送方法。
(下線は筆者による。)

引用発明(特開平11-346535号公報³(甲1))との相違点に係る構成

請求項1に係る本件発明1と甲1発明との相違点1に係る構成は、次表の通りである。

本件発明1	甲1発明
	
<p>刈り取り後の茶枝葉(A)を前記刈刃(22)から所定の位置まで移送するにあたって、茶枝葉(A)の移送を、本件発明1は「負圧吸引作用を奏する背面風(W)のみを前記刈刃(22)の直後方から移送ダクト(6)に送り込む」ことによって行う。</p>	<p>「刈刃34の斜め上前方に配設した「送風ダクト35」から排出される風である「送風ダクト35風」により「摘採作用部36の後方に送」り、次いで、「摘採機フレーム基板32後端部と茶葉移送路52aの下端部との間に開口」する「吹出口」から吹き出される「送風ダクト52風」によって「茶葉移送路52a内を上昇移送」して「茶葉吐出口54」まで移送する。</p>

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5966

² <https://www.i-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2004-235170/587D3E2F09944D6B25B824ACBF4C0C75AA07C7670ACE10900534D87D9AE7EF79/10/ja>

³ <https://www.i-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-H11-346535/6A3897DD9F092613FBA8CB7EB63214E4A1235B6FC103A95BFE3557CAC916BA79/11/ja>

原告の主張

甲1の「なお刈刃34は、摘採機フレーム基板32の前方ほぼ延長上に設けられるものである。そしてこの摘採機体3における摘採機フレームパイプ31と摘採機フレーム基板32とにより区画され、摘採された茶葉Aが中継移送装置5によって上昇移送されるまでの部分を摘採作用部36とする。」との記載【0013】や、「送風ダクト52は、摘採した茶葉Aを摘採作用部36たる刈刃34後方部から収容部4まで風送するものであり、具体的には吹き上げファン51から送り出された風が、茶葉摘採機1の側部を回り込むようにして摘採作用部36に達し、この部分で茶葉Aと合流し、合流後この茶葉Aを茶葉移送路52aを經由させて収容部4まで風送するものである。」との記載【0016】から明らかなように、甲1発明の「送風ダクト52風」は、「摘採作用部36」に達するように送り込まれており、また、「摘採作用部36」の位置は、「刈刃34」で刈り取られた茶葉が直接「摘採作用部36」に送り込まれることから、「刈刃34」の直後方に位置する。

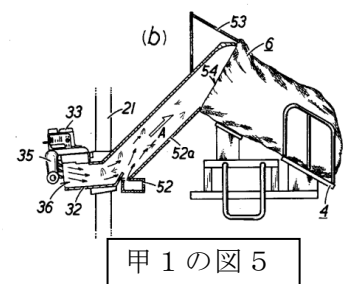
裁判所の判断

甲1の【0013】の上記記載は、「摘採作用部36」を区画するものの一つである「摘採機フレーム基盤32」と「刈刃34」との位置関係について、刈刃34が摘採機フレーム基盤32の「前方ほぼ延長上に設けられる」と示すにとどまり、摘採作用部36と刈刃34の位置関係について具体的に特定するものとはみられない。

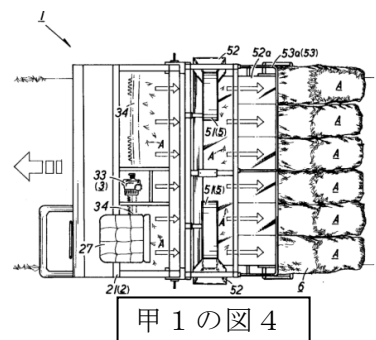
また、同【0016】の上記記載も、「摘採作用部36たる刈刃34後方部」という部分において、摘採作用部36が刈刃34の後方に位置することを示しているものの、摘採作用部36が刈刃34の後方のどの程度の距離にあるものか等について、具体的に示すものとはみられない。

仮に、甲1において、「摘採作用部36」が「刈刃34」の直後方に位置することが認められたとした場合に、…甲1に、吹き上げファン51から送り出された風が、送風ダクト52を介して、刈刃34の後方に位置する摘採作用部36のどの部分に達するのかを具体的に特定する記載は見当たらない。

甲1の…【図5】によると、送風ダクト52は、刈刃34の後方に位置するとされる摘採作用部36の後端部に位置付けられているところである。そして、【図4】によると、刈刃34と送風ダクト52との間に少なからず距離が存することは、明らかである。



甲1の図5



甲1の図4

まとめ

本判決では、引用発明との対比において、対象物（本事例において刈刃）の直後方の位置に関して、引用発明1（甲1）には、対象物との具体的な位置関係、および対象物からの離間の程度を具体的に示す記載がみられない点、ならびに、風が送られる位置がどこであるか具体的に特定されておらず、対象物に隣接する態様も図示されていない点が考慮された。

本件においては、「直後方」との位置関係の限定事項が、引用発明との対比において、権利者に有利に作用した。ただし、「直前」、「直後」のような文言を特許請求の範囲において用いることは、発明の内容によっては適切でない場合もある。特許請求の範囲における文言の選択については、事案に応じて慎重な検討が求められる。

キーワード 特許、新規性（29条1項）、進歩性（29条2項）、引用発明の認定、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 青木 満宏

[注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。